

施策の見直し概要（新旧対照表）

| 旧（現行） | 見直しの概要 |
|--|--|
| <p>基本方針1 【2Rを優先した3Rの推進】</p> <p>1-1) 食品ロスの削減 まだ食べられるものが捨てられる食品ロスの削減に向けては、国の「第4次循環型社会形成推進基本計画」においても、2030年度までに家庭からの食品ロスを半減するとの目標が掲げられています。 また、食品ロスの削減を総合的に推進するため、令和元年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」では、都道府県及び市町村は、「食品ロス削減推進計画」の策定に努めることとされております。 本市においても、平成30年度の家庭系ごみ組成分析結果（10ページ参照）では燃やせるごみに含まれる生ごみの割合が54.13%（未開封品・未利用品は1.42%）あり、生ごみの減量化は重要な課題です。 このため、家庭からの食品ロス削減に向けて、食材を無駄なく使う調理方法や保存方法の普及に向けた講習会開催のほか、宴会時の料理の食べ残しを減らす「30・10運動」の取り組みを市内飲食店等と連携して進めていくとともに、関係部局と連携して「食品ロス削減推進計画」の策定に向けて、他自治体等の先進事例の研究を行ってまいります。 また、生ごみ減量化の取り組みとしては、引き続き生ごみの水きりや乾燥化、堆肥化の普及・啓発を進めてまいります。</p> | <p>基本方針1 【2Rを優先した3Rの推進】</p> <p>1-1) 食品ロスの削減</p> <p>・令和5年3月に「江別市食品ロス削減計画」を策定したことから、<u>今後は、同計画に基づき、食品の「食べきり」や「使いきり」、「てまえどり」等を啓発するなど、食品ロスの削減を進める。</u></p> |

| | |
|--|--|
| <p>1-2) プラスチックごみの削減 プラスチックは、社会に浸透して生活に利便性をもたらす素材ではありますが、不適正な処理により、世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが陸上から海洋へ流出していると推計され、このままでは地球規模での環境汚染が懸念されます。 こうした地球規模での海洋プラスチック問題への対応は、SDGsでも求められているところであり、国では、レジ袋等のワンウェイプラスチックの削減とリサイクルを進める「プラスチック資源循環戦略」を令和元年5月に策定しました。 本市においても、これらの国等の動向を踏まえ、市民や事業者と連携して、マイバック持参運動やマイボトル・マイカップ持参運動等を進め、使い捨てプラスチック容器の削減に取り組んでいきます。</p> | <p>1-2) プラスチックごみの削減 【継続】</p> |
| <p>1-3) 効果的なリユース手法の検討 家庭で不要となっても、まだ使える家具類やスポーツ用品等を無料で回収して、市民へ無償で提供するリサイクルバンク事業は、本市の中心的なリユースの取り組みですが、近年、市内には民間事業者によるリユースショップが複数あるほか、インターネット等を利用したリユース事業も普及しており、当事業の在り方について見直す時期にあります。 このようなことから、当事業を廃止して、新たに行政でしか行えないリユースの取り組みとして、子育て世代が必要と考えられる学習机などを、大型ごみとして出されたものからピックアップ（排出者の了解を得たものに限る）し、イベント等で市民に無償で提供する手法に見直したほか、市民のリユースに対する意識を高めるため、民間の団体や事業者が取り組むリユース活動等の周知・啓発を進めていきます。</p> | <p>1-3) 効果的なリユース手法の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年1月から民間事業者（ジモティー）のインターネットサイトで大型ごみとして出されたスキー・学習机を、市民に無料で引き渡すリユース事業を実施していることから、今後は、市民の要望等を踏まえ、他の大型ごみもリユース事業への追加を検討する。 |

| | |
|--|--|
| <p>1-4) 集団資源回収の推進 自治会など、地域の団体が取り組む集団資源回収は、民間による自主的な資源化の取り組みであり、本市の主要なリサイクル事業と位置付けて、これまでも資源回収奨励事業により、団体や回収業者に奨励金を交付して、資源化の推進に取り組んでいます。 しかし、現在、集団資源回収で回収されるカレット（繰返し使えないワンウェイびん）の民間での取引状況は、逆有償（売却できず処理費がかかる）となっています。 このため、<u>集団資源回収のカレットをリサイクルセンターで受入れて、行政収集（資源物）したものと合せて、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会※に引き渡すことで、安定的・効率的な資源化を進めていきます。</u></p> | <p>1-4) 集団資源回収の推進</p> <p>・<u>集団資源回収のカレットは、市のリサイクルセンターで受け入れて、安定的・効率的に資源化していることから、今後は、ごみに混入している資源物の分別の徹底や集団資源回収への積極的な利用を啓発するなど、資源化を進める。</u></p> |
| <p>1-5) 民間事業者との連携による事業ごみの資源化 動物の死体など、環境クリーンセンターでの処理が困難な特殊なごみの適正処理を確保するほか、公共工事から発生する伐採木や市内スーパーマーケット等から発生する事業系食品残渣などを資源化するため、民間事業者に一般廃棄物処理業の許可を付与しており、今後においても、環境クリーンセンターの特性を踏まえ、必要に応じて許可品目を拡大するなど、民間事業者と連携して、<u>事業ごみの資源化と適正処理を進めていきます。</u></p> | <p>1-5) 民間事業者との連携による事業ごみの資源化</p> <p>・<u>事業系ごみの減量化に向け、収集運搬業者や資源化を行う処分業者と連携して、事業系ごみの減量化と資源化、適正処理の啓発や指導等を進める。</u></p> |
| <p>基本方針2 【きれいなまちづくりの推進】</p> <p>2-1) 環境教育の推進 食品ロスやプラスチックごみの問題解決には、循環型社会の形成に向けた市民一人一人の意識の醸成を図ることが必要です。 このため、多くの市民に環境問題やごみ減量化の重要性について、知識や行動を習得してもらうため、引き続き学校や自治会での出前講座を開催するとともに、パンフレットやホームページによる啓発を進めていきます。</p> | <p>基本方針2 【きれいなまちづくりの推進】</p> <p>2-1) 環境教育の推進 【継続】</p> |

| | |
|---|--|
| <p>2-2) ごみ出しルールの徹底 ごみの収集日や出す時間、分別が守られていないなど、ごみ出しルール違反については、ごみを収集しない理由を記したシールを貼って、排出者にルールの徹底を図るとともに、<u>市外から転入してくる大学生に対し、引き続き大学と連携して説明会を開催していきます。</u></p> | <p>2-2) ごみ出しルールの徹底 ・<u>転入してくる大学生のほか、外国人にも分かりやすいごみ収集日カレンダーの作成・配布、SNSでの情報発信に取り組む。</u></p> |
| <p>2-3) 地域等との協働による環境保全 道路や公園等の清掃など、地域の環境は、ボランティアや自治会等の各種団体の取り組みにより保全されており、このような取り組みを推進するため、地域での清掃などに利用してもらう公共ごみ袋（40リットル袋）を作成・配布していますが、近隣自治体では、更に手軽に利用できる少量の公共ごみ袋（ボランティア袋）も作成・配布しています。 このようなことから、各種団体や個人の方々が、より環境保全に取り組む易くするため、<u>利用しやすい公共ごみ袋の大きさ等について研究を進めていきます。</u></p> | <p>2-3) 地域等との協働による環境保全 ・<u>令和3年8月に10リットル公共ごみ袋を作成・配布したことから、今後は、地域での清掃活動に利用しやすい公共ごみ袋の大きさ等について検討する。</u></p> |
| <p>2-4) 不法焼却（野焼き）・不法投棄の防止対策 法律によって禁止されている不法焼却（野焼き）や不法投棄等の違反行為が行われると、地域の生活環境に悪影響を及ぼします。 このため、引き続き看板やのぼりによる注意喚起や、警察、消防等の関係機関との連携を進めるほか、協定※を締結した民間事業者や地域住民からの情報提供も含め、違反行為の監視を強化するとともに、ごみのポイ捨ての防止に向け、広報紙やホームページでの啓発も進めていきます。</p> | <p>2-4) 不法焼却（野焼き）・不法投棄の防止対策 【継続】</p> |

| | |
|---|---|
| <p>2-5) ごみステーションパトロールの強化 大都市に隣接していることや学生数の多い本市の特徴として、共同住宅の多い地区では、入居者の入れ替わりが多いほか、生活時間の相違などにより、ごみステーションにルールが守られていないごみが出される状況が散見され、地域の衛生環境の悪化やごみの収集・処理の遅れの原因となっています。 このため、アパート管理会社や自治会等と連携して、入居者等への指導にあたるなど、きれいなまちづくりに向け、ごみステーションのパトロールを強化していきます。</p> | <p>2-5) ごみステーションパトロールの強化 【継続】</p> |
| <p>基本方針3 【安心で安全なごみ処理の推進】</p> <p>3-1) ごみ出し困難者に対する収集方法の検討 近年の高齢世帯化や核家族化が進行する現状において、家族や近隣住民から支援が得られない高齢者等の増加が予想されることから、福祉施策として福祉部局やケアマネジャー等の福祉関係者と連携して、<u>ごみをステーションまで運べない要介護者や障がい者等に対し、ごみ出しを支援する「ごみ出し困難者への戸別収集」を開始しました。</u></p> | <p>基本方針3 【安心で安全なごみ処理の推進】</p> <p>3-1) ごみ出し困難者に対する収集方法の検討</p> <p>・<u>今後は、高齢者人口の推移などを踏まえ、ごみ出し困難者への戸別収集（ごみサポート収集）の対象要件等を検証する。</u></p> |
| <p>3-2) ごみ処理手数料減免方法の検討 本市のごみ処理手数料の減免は、生活保護世帯のほか、紙おむつのごみ出しに伴う経済的負担を軽減するため、減免対象の要件を、常時紙おむつを使用する要介護者や障がい者、2歳未満の乳幼児等として、一定量の指定ごみ袋を給付しています。 今後、一層の高齢化の進行に伴い、紙おむつを使用する高齢者等の増加が予想されることから、<u>紙おむつの無料収集を行っている自治体など、様々な事例を参考にして、実態に即した取り組みを研究していきます。</u></p> | <p>3-2) ごみ処理手数料減免方法の検討</p> <p>・<u>今後は、紙おむつの無料収集の効果や出し方等について検証する。</u></p> |

| | |
|---|---|
| <p>3-3) 環境クリーンセンターの延命化等の実施 環境クリーンセンターは、令和4年度で一般廃棄物処理施設の耐用年数とされる20年が経過することから、基幹改良工事を行うことで、令和18年度まで延命化する方針を決定しており、令和2年度から施設の長寿命化計画を策定するなど、延命化に向けた作業を進めていきます。</p> <p>また、本計画期間中に一般廃棄物最終処分場の埋立が終了することから、次の一般廃棄物最終処分場の設置に向けた準備も進めていきます。</p> | <p>3-3) 環境クリーンセンターの延命化等の実施 ・【継続】</p> |
| <p>3-4) ごみ処理施設の安心・安全な運営 環境クリーンセンターの運営管理は、令和4年3月までの14年6カ月間、運営を効率化するとともに、期間内の多額の施設維持管理費を平準化するため、民間事業者へ長期包括委託しています。</p> <p>環境クリーンセンターについては、令和18年度まで延命化することから、令和4年度以降の運営管理等について、現在の受託者と協議するなど、安心・安全な運営を図るため、準備を進めていきます。</p> | <p>3-4) ごみ処理施設の安心・安全な運営</p> <p>・令和4年4月に長期包括委託を契約しており、今後は、令和18年度まで環境クリーンセンターの適正かつ安定的な運営管理を行う。</p> |
| <p>3-5) 非常時における廃棄物対策 近年、全国的に発生する大規模な地震や豪雨による河川の氾濫により発生する災害廃棄物のほか、令和2年現在、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向けた対応など、通常とは異なるごみ処理体制の確保が必要です。</p> <p>この様な非常時に備え、災害廃棄物処理計画や業務継続計画※に基づき、平時から広報や収集・処理方法等について、関係機関との連携を強化していきます。</p> | <p>3-5) 非常時における廃棄物対策 ・【継続】</p> |
| | <p>3-6) ごみ処理におけるデジタル化の検討（新規） ・今後の人口減少に伴う労働力不足が懸念される中、労働力を補完するとともに、作業の効率化や省エネルギー化等を進める上で、業務でのデジタル化の導入は有効な手段であることから、ごみ処理においても、収集運搬業務等での導入を検討する。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>基本方針4 【経済的・効率的なごみ処理の推進】</p> <p>4-1) 適正で効率的なごみ収集運搬体制の検討 これまで月曜日から土曜日に行っていた「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「資源物・危険ごみ」の収集業務について、収集業務における労働環境の改善を図るとともに、今後の担い手の確保に向けて、<u>土曜日収集を廃止して週休2日制を導入しました。</u> また、快適な生活環境を保全するため、農村地区の「燃やせるごみ」の収集を、これまでの週1回から週2回に増やしました。 このほか、引っ越し時期などの繁忙期に暫定的に行っていた「燃やせないごみ」の臨時収集については、ごみ量の減少を踏まえ、収集の効率化の観点から廃止しました。</p> | <p>基本方針4 【経済的・効率的なごみ処理の推進】</p> <p>4-1) 適正で効率的なごみ収集運搬体制の検討</p> <p>・これまで実施した土曜日の収集廃止やペットボトル専用収集の新設などの検証や更なる効率的な収集運搬体制を検討する。</p> |
| <p>4-2) 適正なごみ処理手数料の検討 ごみ処理手数料については、前計画に基づき、市全体の「使用料・手数料の見直し」に合わせて「指定ごみ袋」を除く手数料を改定しました。 今後の見直しについては、引き続き市全体の見直しに合わせて手数料改定の検討を行うことを基本として、<u>ごみ処理を適正、かつ、安定的に行っていくための費用負担やごみ排出抑制の観点を踏まえ、「指定ごみ袋」についても、必要に応じて見直しを検討します。</u></p> | <p>4-2) 適正なごみ処理手数料の検討</p> <p>・令和10年度の市全体の「使用料・手数料の見直し」には、市民・事業所アンケートを踏まえ、家庭系ごみ（直接搬入分）と事業系ごみの手数料の見直しを検討する。</p> |
| <p>4-3) 安全な環境クリーンセンター直接搬入方法の検討 環境クリーンセンターの直接搬入方法については、他自治体の受入体制を参考にするなど、市民や事業者の不利益にならないよう検討し、安心・安全・安定的な受入体制を維持するとともに、受入業務に従事する職員の更なる労働環境の適正な運用を図っていきます。 また、近年、環境クリーンセンターにおいて自己搬入が著しく増加しており、計量棟やプラットホーム構内は、搬入車両により混雑している状況にあるため、引き続き利用者への搬入に関する周知・啓発を進めるとともに、混雑緩和に向けた手法を検討していきます。</p> | <p>4-3) 安全な環境クリーンセンター直接搬入方法の検討 【継続】</p> |

| | |
|--|---|
| <p>4-4) 資源物収集品目等拡大の検討 資源物収集品目等の拡大は、リサイクルを推進する上で重要な取り組みですが、分別収集に伴う収集運搬や処理費用の増加など、経済的側面の課題が予想されるほか、排出抑制とのバランスが大切です。 このため、市民アンケートの結果（26 ページ参照）を踏まえ、総合的な視点に立って、資源物収集品目等の拡大について検討していきます。</p> | <p>4-4) 資源物収集品目等拡大の検討 ・次期ごみ処理方法とあわせて、<u>長期的・総合的な視点に立って、資源物収集品目等の拡大について検討する。</u></p> |
| <p>4-5) ごみ処理の広域化の検討 少子高齢化が進む中、将来の一般廃棄物の総排出量の減少が予想されることから、ごみ処理施設の効率的な運用に向け、今後は自治体間でのごみ処理の広域化が必要になるものと考えられます。 本市では、平成 18 年度から隣接する新篠津村のごみ[*]を環境クリーンセンターで受入れ、ごみ処理施設の効率的な運用を図っており、本計画期間中にごみ処理体制等に大きな変更がないことから、引き続き新篠津村のごみを受入れていきます。 また、今後、新篠津村以外の自治体からごみの受入れ等の相談等があった場合は、域内のごみの発生量や施設の処理能力等のほか、北海道の動向や近隣自治体のごみ処理施設の整備状況等を踏まえるなど、長期的視点に立ってごみ処理の広域化を検討します。</p> | <p>4-5) ごみ処理の広域化の検討 【継続】</p> |
| | <p>4-6) 次期ごみ処理の在り方の検討（新規） ・次期ごみ処理方法等の方向性が示せるよう、<u>市民アンケートも参考にしながら、市民・事業者等と連携したワークショップやタウンミーティング等の開催を検討する。</u></p> |